HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代資本主義化の諸相:アメリカとフランス
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學　經濟學研究, 27(1), 137-167
Issue Date	1977-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31371
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(1)_P137-167.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

現代資本主義化の諸相

—— アメリカとフランス ——

富森虔児

はじめに

多くのマルクス経済学的現代資本主義論は，周知の如く，現代資本主義を画する最大の基準を，「管理通貨制」下の財政金融政策を主武器とする国家の経済介入の拡大におき，おおむねかかる事態の発生の契機と，その機能を，——とりわけ後者については，クリーピングインフレーションやスタグフレーションに焦点をあてながら——追跡することをもってつきていたといってよい。

むろん，すでに筆者も再三ふれた通り，かかる国家独占資本主義化の方向が，現代資本主義化の一面であること自体は否定すべくもなく，従ってかかる従来の議論が全くむだであったというつもりはさらさらない。

しかし，にもかかわらず，こうした従来の国家独占資本主義論一辺倒の現代資本主義論では，肝じんの経済的基礎としての資本自体の現代的変化が，はじめから不当に度外視され，そのことが，現代資本主義分析全体を，総じて貧しいものにしてきたことは否めないとせざるをえない。

まさにこのような角度から，筆者は先に，いうところの資本の現代的変化の究明を軸とした一つの現代資本主義論の方向をうち出し，とりわけそうした資本の変化を，巨大会社化を通した資本物化の極限化としてとらえてきたのだった（拙稿〈資本物化の極限化過程としての現代資本主義〉北大経済学研究25の3）。

いうまでもなく，かかる筆者の理論的究明は，それ自体諸々の現代資本主義の具体的表象を念頭におき，そこから抽象することによってなされたもの

である。

だが，少くとも先稿までにおいては，かかる新たな理論的立場からの，具体的な現代資本主義の本格的描写は，直接の課題の外にあった。それ故，おそらくそこでの抽象的理論化にもなお論証不足な点を少からずのこさざるをえなかった。

しかし，その後あらためて表象に立ち帰り，それらを追跡するなかで，完全な論証といいうるかどうかは別として，筆者としては，先の理論的立場の「力」を，さらにある程度認めることができた。

とりわけ，従来の現代資本主義が，いわば旧来の金融資本の概念に，国家独占資本主義論的アプローチをつぎ木するような理論的基点にとどまったために，必ずしも明確にしえなかった諸側面が，ここでは新たな光をあびることによってその輪郭を一層あらわにしてきたということができる。

なかんずく，個々の現代資本主義国のバラエテイをもった個性が，われわれの示した一般的方向を軸とすることによって，却って一層明確になりえたと考えられるのである。

もとより，実証的なdetailは，ここでもなお果しおえたとは到底いえない。しかし，少くとも，そうした現代資本主義の具体的な諸相における特殊性の基本部分は，一応明らかとなり，またそれ故にこそ，今後のdetailの究明にも一つの確かな足がかりを与ええたと思われるのである。

また，真に現実に意味をもつべき矛盾の具体性をきわめるためにも，かかる方向における現代資本主義研究が，従来の研究に加えてなされていくことが，必須であるとも考えられるのである。

とまれ，以下本稿において，こうしたわれわれへの現代資本主義の諸相の具体的描写の一端を示しておきたい。みられる通り，さしあたりは，アメリカ，フランスの二国——しかも，かなり概括的な記述——に限られるが，実はそれら二国に，きわめて対照的ともいえる典型性が見出されるのである。その意味で，今後の一層の実証的研究にとっても，この二国の研究は妥当な一つの出発点となりうると考えるのである。

Ⅰ　アメリカ

(1)　周知の如く，アメリカにおける独占形成は，世紀交替期における大トラスト形成によってその基本的確立をみたのだった。

すなわち，集中によって一挙に全米精油能力の90%を支配するに至った，かの1882年のスタンダードトラストの成功をさきがけとして，とりわけ1898—1902年期をピークとする大トラスト形成が，産業各分野における独占的巨大会社の支配を確立し，これをもってアメリカの独占段階もまた動かし難いものとなったのである。

ところで，このようなアメリカにおける大トラスト形成については，これをもっぱら合併時の過大資本化による創業利得獲得を目ざした金融家の投機的介入に求めようとする見地があるが，事態はやはりこのような一面からのみでは把ええない側面をもっていたと考えられよう。

第一に，かかる大トラスト形成の波があらわれる前に，アメリカにおいても協定（プール）による独占的安定を求める方向が各領域で執拗に試みられているのであり，そこに仮に投機的利益が如何にからんでいようとも，ことの底流には独占的安定の確立という独占期に一般的な実質が貫かれていた，ことは明らかだからである。

要するに，クルース，ギルバードの指摘する如く，アメリカにおいても，「巨大企業が勃興した1870年代」に「プールが企業活動の一般的方法とな」（クルース，ギルバード著鳥羽欽一郎他訳「アメリカ経営史」下 東洋経済1974，p. 258）ったものの，「長期にわたって存続したプールはほとんどみられ」（同上，p. 263）ず，しかも「それは，各企業が一般的に過剰生産能力で苦しんでいた当時の状況下では競争という問題に対してプールという手段がなんら積極的な解決策とならなかったからであ」（同上，p. 263）ったのであり，かかる状況をうけてこそ，「アメリカの企業は競争を制限するための新しい強力な方策を求め，そしてそれを発見した。その最初のものがトラストであり，それに続いたのが持株会社であった」（同上，p. 264）ということになるのである。

つまり，アメリカにおいても19世紀末に独占的安定を志向する動きが，まずあらわれ，一たんはプールの如きものにその方向が求められながらも，結局それではことの解決とならないといった流れのなかでトラストがそうした方向に，最終的な答えを与える形で登場していることがとらえられねばならないのである。もとより，こうしたトラスト化の引き金ともなったプールの不成功を規定する上で，次のような特殊アメリカ的条件の関りが見落されてはならないだろう。

すなわち，アメリカにあっては19世紀末期における鉄道網の全国的敷設が，従来のセクション，サブセクションの地域市場に分断された経済に急速な全国市場をもたらし，これが地域市場のわく内で比較的に安定していた諸企業に急速な競争の激化と不安定要因の拡大をもたらすこととなったということである。いいかえれば，アメリカでは国民経済的統一の形成に独占移行期が直接「きびすを接してつづいていた」(森杲「アメリカ資本主義史論」ミネルヴァ書房p. 147) からこそ,「安定」の確保がいわば一足飛びに大トラスト形成によって果されねばならぬ特殊な必然性があったと考えられるのである。*

＊　J. ウシオー (J. Houssiaux) はこの期のアメリカのトラスト運動に関連して「諸例は交通手段の発達や地域市場の崩壊が競争を企業にとってとりわけきびしいものにした時期に合同運動が生れてきていることを示している」(J. Houssiaux "Le Povuoir de Monopole" p. 327) と書いている。

なお全国的統一経済の形成とトラスト運動を関連させる他の指摘として他に，森，前掲書，p. 234 などもある。

もっとも，所謂大トラスト形成は，多くの産業資本家の企業売却による引退をともなったのであり，それが可能とされるにあたっては，トラスト株が売却容易でしかも有利な価格で売れたため,「引退を望む産業資本家や同族会社として存続させるよりも，世襲財産として使ってしまおうと考えるその嗣子たちにとって合併の申込は実際絶好の機会であった」*(クルース，ギルバード前掲書p. 275) といった事情も重要な意味をもっていたのであり，この点との

＊　ちなみに，トラスト運動期におけるダウ平均産業株価指数は38．49 (1897) から77．08 (1901) へと上昇している。

関わりで金融家の投機的介入――とりわけそれによる株価つり上げ――もまた――金融家自体の投機利得目的にとどまらず――大トラスト形成を促迫する一面の要因となっていたことが認められねばならないだろう。

いずれにせよ，上記三点にわたる諸要因のからみ合いのなかで，アメリカなりの独占形成の道としてのトラスト運動が発生した所以が一応理解できよう。

(2)　トラスト形成の背景をめぐって，以上のような諸点が指摘できるとはいえ，それ自体がまた論議を呼ぶことと思われるが，本稿における筆者の課題からすれば，問題はそれらをこれ以上追うことよりも，むしろかかる大トラスト形成が，たんに一つのタイプの独占形成を結果したにとどまらず，同時にアメリカにおける現代資本主義化を規定すべき大資本の展開にとって，重要な出発点となっていると思われるところであろう。

すなわち，アメリカにおける大トラスト形成は，おおよそ次のような経過を経て，資本の物化というべき事態を大きくおしすすめ，それにもとづく現代資本主義化を先行的によび起す起動力となっていたと思われるのである。第一に，大トラスト形成自体が先にみたように多くの産業資本家を一気に金利生活者にし，株式の分散を大きくおしすすめるとともに，所謂所有と経営の分離と資本の個人性からの離反を飛躍的におしすすめる直接のテコとなった。

例えば，ロックフェラー一族の排他的支配が強力であるとされているスタンダードトラストにしても，それが40社の株主41名からの受託者集団への株式の委託によって成立したこと自体が，少くとも９名の受託者をのぞく32名の旧株主の産業資本家からの引退と，彼らの，たんなる配当請求権としてのトラスト証券所有者への転換を直接伴ったことをいみしている。*

＊　U. S スチール形成におけるアンドリュー・カーネギーの引退はこうした本来の産業資本家の引退の流れを，もっともよく象徴するものの一つといえよう。

そればかりか，受託者集団がすでにトラスト形成以前にロックフェラーに吸収されたフラグラー，ペイン，ギストウィック，アートボールド等７名を

含んでいることは，トラストがロックフェラー兄弟のヘゲモニーを軸としながらも，一定の集団的経営の方向へすでにふみ入っていることを示しており，かかる大トラストが，特定の個人の所有を基礎とする個人的な排他的経営を許さない資本物化の方向に向いはじめていることが，明瞭にあらわれていたといえるであろう。

それればかりか，よく知られている通り，大トラスト形成は，その後トラスト証券のもつ流通性を現実にも立証するところとなったのである。しかも，こうしたトラスト証券の流通は，たんに証券市場の活況とそのなかでのトラスト株の騰貴を可能としただけでなく，合わせて株式投資への大衆の参加をよび起し，そのことを経て，株式の分散はまた一段とすすめられることとなったのである。

さらに，かかる「証券民主化」と株式分散の過程は，第一次大戦期に入って，世界の兵器廠としての立場からアメリカが未曾有の好況を迎えるなかで，それによる所得の向上が証券投資に向うことによってさらに一段と前進することとなった。

すなわち，周知のバーリ，ミーンズによって明らかな如く，アメリカにおける全株式会社株主数は1900年段階で，すでに400万人に達していたのが，1913年には750万人を数え，大戦中にまた飛躍的に増大して，1920年に，1200万人に達し，1929年にはついに1800万人に至った（1900年の約4.5倍）。反面，株主一人当100ドル額面株平均持株数は，この間，140.1，87.0，57.3，51.0と大きく減少していった。(バーリ，ミーンズ「近代株式会社と私有財産」邦訳 p. 72)

しかも，当然ながら，この傾向は，より大規模な会社においてこそ，より大きく，たとえば,「典型的な大会社について」(同上，p. 68) は，株主数はこの間22.6万（1900）から52.9万（1913），85.43万（1920）141.93万（1928）へとおおよそ7倍近くの増大をみせたのであった。

とりわけ，第一次大戦期（1916—1921年）においては，全配当の過半を嫁得する頭数も，1万5000人から7万5000人にふえ，低所得者とまではいえな

いにしても,「高額所得者から中産階級へ」（同上，p. 78）の株主層の明らかな拡大がみられ，いささか誇張されているきらいはあるもののバーリ，ミーンズをして「この5年という短期間での会社所有権のこれ程大きな変遷は殆ど革命的といってよいような大きさの変化である」（同上，p. 79）と敢えていわしめるほどの事態の進展がみられたのである。

周知の如く，バーリ，ミーンズはこうした事態の動きから次のような帰結をひきだしたのだった。すなわち，

「最も基本的なことは，所有者の地位が積極的動因の地位から消極的動因のそれへと変化したことである。所有者が指揮することが出来，またそれについて責任を負っていた現実の物的諸財産の代りに，所有者はこんどは企業に関する一連の諸権利と諸期待とを象徴している一枚の紙片を所有することになった。しかし，所有者が利害関係を有する企業及びその物的財産――生産諸手段――については，彼は支配力をもたない。と同時に企業及びその物的財産に関しては責任を持たないのである」（同上，p. 84）と。

明らかに，このようないいかたは，彼らによって示された著名な200大会社の支配形態別の一覧表（同上，p. 141―142）――そこでは経営者支配にあるものが資産額で44%――をも一面化する経営者支配の過大な評価といわざるをえない。

また，すでに多くの批判がバーリ，ミーンズに加えられてきているように，彼らが経営者支配の基準とした5%保有という線にも特に決定的な根拠があるわけでなく，その意味でも「過去には所有権の不可欠な部分であった責任や実体は，その手に支配力を握った人々から別の集団に移行される」（同上，p. 85―86）と断言する彼らの説を安易に受け入れることはさけられねばならないとすべきだろう。

だが，にもかかわらず，今世紀初頭四半世紀における，アメリカでのトラスト形成と，それにつづいた株式分散化が結果させた「経営者支配」化――既に前稿で論じた如く，それは所詮背後の利益集団からの拘束をうけた相対的なものでしかありえないとはいえ――という一つの方向性そのものは，彼

らによって把えられていたことが認められるべきであろう。

実際，こうした局面における所有構造の一定の変化が，アメリカにおけるビッグビジネス時代の到来と，そこでの「経営の革新」をもたらしていたことについては，すでにいろいろな面から明らかにされているのである。

たとえば，グルース，ギルバードの前掲書によれば，1870年以前，すなわちトラスト運動以前においては，アメリカにあっても，「企業の内部組織や企業が直面した外部環境は，ともに比較的単純なものであり」「巨大な鉄道会社の場合を除けば，所有経営者が典型的な企業家であった」(同上，p. 359) にもかかわらず，世紀末来のトラスト運動による体制の変化は，企業家に「変化への適応」(同上，p. 361) を求め，「あらゆる要素を兼ね備えた産業資本家に最も近いと考えられるヘンリー・フォードが未熟な自動車産業を掌握することになった」(同上，p. 362) という唯一の例外をのぞいて「1900年代の初期までに目覚ましい，また時には華々しい活躍をし，1870年代に始まる偉大な経済成長期の主役となった所有経営者達の多くは，事業生活の現役からすでに引退していた」(同上，p. 362) のである。*

＊　クルース，ギルバードは，このようなものの実例としてクラーク (1882，シンガーの社長辞任) マコーミック (1884死亡) フイルスベリ (1889その他製粉工場を売却) ロックフエラー，アーマー (1890年代初頭，経営から引退) カーネギー (1901，その株を U. S スチールに売却引退) スウイフト (1903死亡) 等をあげている。(同上，p. 362)

しかも，ここで大トラストへの肝腎の所有参与者たるべき，「投資銀行家は，……単一の生産部門に専門化していた多数の産業企業家と違って，多くの産業にその影響力を及ぼした結果，かれらの関心があまりに多様化したため，継続して企業家職能を引き受けることは不可能」となり，ために「銀行家は各企業内で管理者をえらび出し，実際の意思決定権の多くを彼らに委ねる」こととなり，そのことを通して，却って「19世紀末に企業の支配を引き継ぐようになった専門経営者への道を切り開」(同上，p. 363) くことになったのである。

さらに，大トラスト形成による株式会社の巨大化――所有権の分散――は，たんに専門経営者登場をうながしただけでなく，「『株式会社問題』という概括的な標題の下に一括されうる問題，たとえば「所有と経営の分離，企業官僚制の堕落，企業階層制度の正当性といった』一連の不可解なそしてかつて聞いたことのない問題を生ぜしめた」（同上，p. 365）のである。

しかも，かかる動向に対して，「ある種の批評家たち」が「かつてのビジネスマンがそうであったように物を動かすのでなく，人を動かすようになったと非難した」（同上，p. 365）といわれるように事態はまさにわれわれが，資本物化の進展とよんでいるものとぴったり適合していることが認められねばならないのである。

たしかに，バーリ，ミーンズが経営者支配自体を過大評価していたこと，及び何よりも彼らがこうした変化を資本物化の射程でとらえ，しかもそれによってはじめてとらえられる資本原理の純化ということの側面を全く見落していたことは厳に批判される必要があろう。

だが，にもかかわらず，以上の如く大トラスト形成そのものが，株式の分散を通して資本物化のアメリカにおける先行的展開につながっていたこと，しかも「それは初めあらゆる革新と同様にあまり目立たないかたちで進行したが，1920年代に入ると誰の目にも明らかなものとなった」（同上，p. 393）こと自体は，いまや明確に認められる必要があるのである。

(3)　ところで，以上のような資本物化の先行的展開と経営者支配的傾向の相対的強化は，アメリカにおける独占的巨大資本の蓄積形態の上にも反映し，本来の金融資本においては考えられなかった周知の自己金融型の蓄積の先行的発現をも結果することとなった。*

＊　自己金融が資本物化なり会社資本自立化の一定の発展を反映しうる理論的根拠については，拙稿「資本物化の極限化過程と現代資本資本主義」北大経済学研究25の3，参照。

しかも，かかる自己金融化が，まさに叙上の革新が誰の目にも明らかなものとなったといわれる1920年代においてこそ，はじめて定着し一般化したこ

とは「すでに多くの論者によって実証されている」(森，前掲書p. 285) ことが留意されねばなるまい。

すなわち，クリマー，ドロフスキー等の著名な研究のあげるところによれば，アメリカ鉱工業全体での内部金融は，世紀交替期には年平均6—9億ドルを推移していたのだが，その後第一次大戦初頭まで，年平均10億ドル余となり，大戦景気 (1916) を経て，大きく飛躍し，この後1920年代末まで，実に年平均30—40億ドルを，ほぼコンスタントに維持することとなったのである。(Creamer, Dobrovolsky and Robenstein "Capital in Manufacturing and Mining" 1960, p. 331—333)

たとえば，U. S スチール社は世紀初頭来30年までの間に，それぞれ7.2億ドル (1901—1910)，11億ドル (1911—1920)，9.8億ドル (1921—1930) 合計28億ドルの純利益をあげ，ここからそれぞれ7.7億ドル8.9億ドルを優先株及普通株に配当して支払った後の11億ドルを自己金融による蓄積にふりむけ，しかも「この巨額の内部留保が1920年代の U. S スチールのほぼ全活動の資金源になっていた」ため，「1920年代末まで U. S スチールはほとんど資本市場に出かけようとしなかった」(講座「帝国主義の研究」3，p. 171) といわれるほどだったのである。

また，1920年代に「自動車など新興成長産業に匹敵する急速な資本蓄積をおこない，アメリカの景気上昇に寄与し」(同上，p. 176) たといわれる石油産業においても，その20大企業は，1924—29年の純利益総計23.5億ドルのうちから10億ドル以上を社内留保し，これを蓄積の大きな資金源としたのだった。

もっとも，石油産業では，「この程度では (その) 高成長の資金源として足りず」(同上，p. 195)，「株式発行金融も頻繁に行われたといわれる」(同上，p. 195)。

それでも最大の石油企業ニュージャージーでは，なされた株式発行も必ずしも資金調達目的によらず，「依然潤沢な内部資金による自己金融が1920年代の同社の財務の基調をなしたと解せられる」(同上，p. 195) とされているのである。

さらにまた同じ傾向は産業機械，電機，自動車等における巨大企業においても指摘されており，唯一つ急速な蓄積を持株会社による証券代位と，その証券発行金融に依存せざるをえなかった電力産業をのぞいて，自己金融は20年代においてアメリカの巨大企業の蓄積を支える一般的基盤となっていたことは，もはや疑う余地のないところとしなければならないのである。

もっとも，企業金融の形態としては，同じ自己金融形態であっても，その意味するところは，具体的条件によってさまざまであり，いちがいに自己金融をもって，即資本物化なり会社資本自立化（＝経営者支配化）なりを反映する絶対の基準とするわけにはいかないだろう。

たとえば，これもすでにいくつかの研究*によって明らかにされている通り，少くとも，世紀初頭期におけるアメリカ巨大会社の自己金融には大トラスト形成によって生れた資本の水ましに対する水ぬきという意味があるのであり，このような目的での自己金融を直ちに株主からの経営者の相対的自立の物的結果であるとするのは，たしかに無理があるように思われる。

＊　例えば，鎌田正三,「両大戦間のアメリカ大会社の企業金融」北大経済学研究13の3･4,1964，同氏,「アメリカ企業金融史考(1)」,同上26の２，1976，森杲,「トラスト形成後の U. S スチール会社の資本蓄積」,北大経済学研究17の３，1967参照。

だが，仮にこのような水ぬき目的が自己金融の唯一の動因であっても，それは株式に対する配当との二者択一のなかで行われたことには変りなく，従って株主利害との矛盾はさけられなかったのであり，（この点前掲鎌田正三,「アメリカ企業金融史考」参照），その限りで経営者支配化を消極的に支えていたことが見落されてはならない。

さらにまた，いずれにせよこうした水ぬきのための自己金融ということも，例えばそのような例の代表といえる U. S スチールでは，1910年頃には「漸次解消に向っていた」（鎌田，同上）のだったとされているのであり，少くとも1920年代に入ってからの自己金融についてまで，それを自己金融の基軸として云々することはできないだろう。

すなわち，そこでは株主はすでに蓄積の主体たる位置からしりぞき，水ま

し資本の水ぬきも基本的に終り，資本物化なり，経営者支配が前面に出てきているのであり，自己金融もまた基本的にはそうした資本の新しい展開を反映するものであったと理解されねばならないのである。*

＊ U. S スチールでは，その資本水ましをあらわす無形資産が，1930年代にもなお2億6000万ドル余をのこしていたもようである。この点から同社の水ぬき自己金融が，かなり後まで尾を引いていたことがうかがえるが，実は，1920年代には剰余積立金の資本くり入れを主体とする株券配当による増資（1927年2億ドル，29年1億ドル）が行われている。川合一郎氏によれば，「かかる株券配当（仮に有償であっても，金額面価格有償ではない）こそ，配当性向の低下，会社それ自体の確立による自己金融化がもたらす過小資本化に対する事後的調整以外の何ものでもない」(川合一郎，「株式価格形成の理論」，第二篇，第一章第三節と p. 217—224）とのことである。

このような川合氏の説に沿えば，当時の U. S スチールはすでに過大資本化でなくあるいみで過小資本化，(少くとも実質資本と，株式資本金だけの関係では後者が過小）を伴っていたと解されよう。

いずれにせよ，この時点でのこった無形資産は，世紀交替期のそれほどの大きな意味をもっていたとは考えられず，したがって，ここでの自己金融での水ぬき目的は，もはやネガテイブな意味しかもっていなかったと解されるべきだろう。

第二に，同じ1920年代のアメリカの巨大会社の自己金融の場合でも，同族の力が比較的強いもの（例えばスタンダードに対するロツクフエラー，GMに対するモルガン，デュポン）については，自己金融は経営者支配化を支えるというよりも，むしろ同族の閉鎖的支配を支えるべきものであったとみることができるかもしれない。

しかし，こうしたケースでは，仮に上のような意味が多少考えられるにしても，やはりそこでの同族の力は，19世紀的な同族会社とは基本的に異り，すでにかなりな程度で組織化されたテクノクラートの経営支配と相重り合ったものとみられねばならず，そこでの自己金融は，むしろ後者のような企業巨大化—資本物化の側面をつよく反映するものであると考えるべきではなかろうか。さらにまた，たんに同族の排他的支配の強化であれば，要するに借入金に依存しない乃至株式をさらに分散させないということでよいのであり，

多額の利潤を配当せず，ことさらに内部に留保するには，やはりそれなりの別な理由があると考えざるをえないことも，この点に合わせて考えることができよう。

(4) 以上みてきた如く，アメリカでは，その独占形成が大トラスト形成によって行われたため，株式会社の巨大化と株式の分散を早期からもたらすことになり，その上にたまたま第一次大戦期に特異な好況にめぐまれたこともあって，そこでのまさに先行的な資本物化（＝会社資本自立化＝「経営者支配」化）の展開を促すこととなった。

しかも，そうした資本物化の展開を基礎として蓄積様式もまた本来の金融資本とはいささか異なるものとして定着していったのであった。

また，ここでついでに付言すれば，これらのことは，かつてスウイージーがのべたように，金融資本ならぬ独占資本としてのアメリカの特殊な展開をいみするのでは必ずしもなく，むしろ金融資本化をも一方で伴いながら，同時に古典的な金融資本化をアメリカの巨大資本の展開が，一歩のりこえたことを意味するものとしてとらえられねばならないというべきであろう。

否，まさにアメリカにおいて，こうした古典的金融資本化をのりこえるべき資本の新たな展開がありえたからこそ，1920年代に入って，アメリカが独占資本主義の段階をものりこえるべき新たな生産力段階をきりひらきえた最大の根拠があると考えられねばならないのではなかろうか。

もっとも,「狂熱の時代」とされるアメリカの1920年代の繁栄という一般的理解に対しては必ずしもそれを肯定しない見地も出されている*。しかもそうした見地がそれなりに1920年代の成長の中にある矛盾をとらえていることも認められねばならないだろう。

＊　たとえば馬場宏之，世界経済―基軸と周辺―東大出版1973.

しかし，仮にそこでの発展自体に如何にネガティブな面が含まれていようとも，それが基本的に新たな――他の資本主義ではおおむね二次大戦後にはじめて吸収されえたような――生産力段階をきりひらくものであったこと自

体については，すでに説得力のあるいくつかの立証も行われており，筆者としてもそれらの立証が支持されるべきものと考える。*

＊　1920年代のアメリカの生産力発展の主な内容は，さしあたり羅列的にいえば次の通りとなろう。

すなわち，まず自動車産業，家庭電器産業等の新興産業を中心に普及をみたコンベアシステムによる大量生産方式の確立（それ自体「第二の工業革命」とよばれる）。

さらに，このコンベアシステムの発展の促進要因ともなった工場電化（ちなみに，こうした技術革新によって，自動車の日産能力は，1168台＝フォードT型車から9100台＝1928フォードA型車とおよそ8倍化した）。

次に鉄鋼圧延部門におけるストリップミルの採用（旧式ミルク圧延速度分速100インチに対し，ストリップミルは分速1500フィート）及製鉄部門における高炉の大型化。

さらに石油産業における連続蒸留装置の採用による大量生産方式の改良（これにより能力は日産570バーレル＝1922から7000バーレル＝1928に飛躍した）。

当然，このような生産力発展の具体的内容の把握においては，もともと変りようがない。だが，同じことをもっぱら自動車産業の発展とその影響という方向でとらえようとする見地（例えば，小松聡，「アメリカ経済論」，ミネルヴァ書房，1972，p.40—60）と，そうした自動車産業中心の整理をあえてとらず，これを動力革命—エネルギー転換—コンベアシステム，及び装置工業の躍進（森前掲書，p.260—270）の二方向から技術それ自体の転換に即してとらえようとする見地との二様の見地がみられるようである。筆者としては，それぞれから多くの示唆をうけたが，とくにどの方向のとらえかたがよいかを論評することはできないため，ここではさしあたり二様の見地をそれぞれをただ紹介するにとどめたい。

かくて，20年代のアメリカにおける生産力的発展が叙上のように具体的に確認できる以上，アメリカにおける特異な独占形成がここでの資本物化の極限化ともいうべき資本の先行的展開を必然化したことをこそ直接の基礎として，20年代に世界的にも突出しうる生産力発展をはたしえたとみるのが，今世紀前半のアメリカ経済の展開をみる場合の一つの基軸とされねばならないことがいよいよ明らかとなるといえよう。

しかも，もともとアメリカでは国民経済的統一の確立ときびすを接して独占形成が行われたといわれるのである。その上に，先行的な現代資本主義が

きびすを接してつづいていることを，いまわれわれはみてきたのである。

となると，今世紀前半のアメリカ経済史の特質は，国民経済的統一――独占形成――資本物化の極限化としての現代資本主義化の三つのステップが，まさにきびすを接してつづいたことになり，さればこそ，こうした転回が相ついで行われた時期が，まさに「アメリカ史における改革の時代」（The Age of Reform 1890—1930，ホフスター）とか，「大転換の時代」（Big Change，フレデリック・アレン）といったふうによばれるに至った所以もまた容易にうなづくことができると考えられるのである。

(5) 1940年代に早くも現代資本主義化の先行的展開の一つの結実をみたにも拘らず，その後の，とりわけ1929年恐慌後今日までのアメリカ経済の展開は，それなりのレベルアップを示しながらも，総じて停滞的であった。

すなわち，20年代の飛躍的な生産力発展が作り出した過剰生産能力*は，さしあたり繁栄の生み出した金融上の余裕によって――例えば，銀行の余剰資金が耐久消費資財の消費信用にまわるなど――によって隠蔽されえたにも拘らず，29年の株式恐慌，信用恐慌によってたちまち露呈されることになり，しかもこのことが，予想以上の世界恐慌の激化につながったことから，世界は周知の如きブロック経済化によって分断され，アメリカとしてもその過剰能力を対外進出によって処理する道を奪われ，国内的には大不況とその後呼称されるようになった30年代の停滞にアメリカ経済は伸吟することとなった。

＊　大量生産方式は，それ自体の性格から一挙に過剰能力を作り出した。その辺についての詳細は，小松，前掲書参照。

この間，大量失業と農業問題の救済を主軸としたニューディールの発現をみ，ここにアメリカ現代資本主義もはじめて国家独占資本主義化の様相を明確にすることとなった。

しかも，このアメリカ経済の国家独占資本主義化は，その後，第二次大戦以降になって所謂「高度軍事化経済」乃至「軍産複合体」とよばれるような軍事経済化したものとして新たな発展をみせて今日に至っていることは，す

でに周知の通りである。

とりわけ，ここでの「高度軍事化経済」においては，軍需発注と直結する航空機産業や電子産業が，明らかにアメリカ経済の展開の軸となり，技術進歩も景気変動も，もっぱらそうした軍需の変動によって直接左右されるほどに国家の役割なり，軍需の役割が文字通り基軸となっていった（この辺の詳細な実証的研究はすでに少くないが，さしあたり小松，前掲書参照）こと，その意味でアメリカは，ある意味で国家独占資本主義の一つの典型を示すに至っていることが留意される必要があろう。

ところで，問題はこうした29年恐慌以降の――厳密にいえば二段にわたるといえる――アメリカの国家独占資本主義化の事実を，いままでわれわれがみてきた資本物化の極限化としての現代資本主義化のアメリカでの先行的展開との関連で，どのように意義づけられるべきかということにあるといわねばならない。

むろん，こうした設問への解答にはまだまだ事実関係の実証的究明が必要であるといえるかもしれない。

その意味で，多くの課題をのこし，やはり一つの問題提起ということに止まらざるをえないのであるが，さしあたり筆者なりの仮設的見解を最後に提示しておくことにしたい。

ただ，それを提示する前に二三の事実をさらに確認しておかねばならないだろう。

すなわち，第一に29年以降今日までの段階で，アメリカ経済が総じて停滞的であったにもかかわらず，先にみた株式分散化――「経営者支配」化という内容での資本物化の極限化は，それなりにさらに進展していること*，(例えばバーリ，ミーンズ流の基準でみた二次大戦後の状況は，ラーナーの研究〔R. J. Larner "The 200 Largest Nonfinancial Coporations" The American Economic Review. Sep. 1966〕によって明らかな如く，29年段階より明白に進んでいる）にもかかわらず，30年代以降のこうした展開は，所詮20年代に確立した方向の量的発展にとどまり，質的に新たな展開はみられないことである。

＊　資本物化の極限化のこうした発展は，アメリカにたんに経済的にとどまらず，社会的文化的にも新たな展開を与えたこともまた留意されておく必要があろう。

F. アレンはこうした問題についてその著「アメリカ社会の変貌」（Big Change）河村訳，光和堂1966で数々の興味ある指摘を行っている。

たとえば，第二次大戦後の日本で典型的にみられたような法人資本主義化のような現象は，アメリカではまだ充分にはみられない。

すなわち下表にみる如く，アメリカにおける機関投資は，戦後段階でもなお比較的に小さく，(たしかに傾向としては徐々にふえてきているが）しかもその内容も個人の間接投資ともいえる保険会社，投資会社，財団等を軸とすることが知られるのである。

アメリカ上場会社株の機関保有比率

年末（単位10億ドル）

	1949	1956	1957	1958
A　ニューヨーク取引所上場株時価総額	76.3	219.2	195.6	276.7
B　機関保有	9.5	33.5	31.2	45.0
保険会社	2.8	6.8	6.3	8.3
投資会社	3.0	11.1	10.1	14.6
非常制機関	3.2	9.2	8.0	11.2
非保険会社年金基金	0.5	5.3	5.6	9.1
C　機関保有比率B/A×100	12.4%	15.3	16.0	16.3

川合一郎，株式価格形成の理論，p. 242より作成。

このような状況は，アメリカでは巨大企業の資本物化――「経営支配者」化が一方で進んでいるにも拘らず，なお他方で多くの個人資産が証券に投資されていること，しかもこれを基礎とした富豪大富豪の寄生的存在があること（こうしたアメリカの金持階級については，リンドバーク石田他訳〝富豪と大富豪〟邦訳早川書房，1976，参照），かつそうした二面性が，ともにアメリカ資本主義の現代における基礎構造を形造っていることを示している。その限りで，資本物化の極限化という事態も，ここではその先行的発展にも拘らず，却ってある限られたわくの中にあり，その辺での実質的変化が意外ととぼしいことが理

解される必要があるといえよう。

第二に，30年代以降，総じて停滞的であったにも拘らず，アメリカの生産力的優位が，――とりわけ二次大戦後においてその点での相対的後退が明らかに認められるにもかかわらず――なお変らないこと，その限りで，ここでは日本やヨーロッパにあったような大きな危機が，少くともいままでの時点では存在していなかったことを確認しておく必要があろう。

そして，第三に，まさに上記のような生産力的優位の故に本格的な危機に逢着しなかったためとも考えられるが，アメリカの国家独占資本主義化が必ずしも巨大資本の主導によって切り開かれたものではないということを確認しておく必要があろう。

もちろん，巨大資本が今日の軍産複合体制からすでに多くの利益をうけ，結果的にはこれを積極的に支える役割を果すようになったことを否定するつもりはさらさらない。

しかし，ニューディールにしても，二次大戦にしても巨大資本は少くとも当初はむしろこれに消極的であったのであり，反対にある意味でアメリカのゆとりに支えられたといえる政治の相対的独自性によって，少くとも直接にはリードされることになった点が見落されてはならないのである。

とまれ，以上の諸点を確認すれば，30年代以降のアメリカ国家独占資本主義化の意義も，おのずからある程度その大まかな輪郭が明らかにされうるといえよう。といっても，先にことわった通り，やはり一つの仮設的見地の提示に止まらざるをえないが，それはそれとして，最後にこれらを要約しておこう。

①第一に，アメリカでは国家独占資本主義化に先立って，資本物化の一定の展開が，国際的にも突出したかたちで先行的になされ，それがアメリカの生産力的優位をすでに圧倒的なものとしていた。

②しかし，それが国際的に突出し，且それがもたらした生産力優位が今日までも意味をもちつづけるほどのものであったために，資本物化の展開を，その先行的発展にも拘らず却って徹底させず，所得の不均衡にもとづく階級

的分断のようなものはそのままに，いわば所有者階級の寄生化によって支えられるような特殊なかたちでの展開にとどまらしめたのだった。

③アメリカの国家独占資本主義化は，こうした限界づけられた資本物化の展開による生産力的発展が，一つの行きづまりに逢着して後に，それなりの内在的危機を契機として，――一方では「管理」通貨制によって支えられて――必然のものとなったといってよい。

④しかし，なおアメリカの優位がつづいた限りで，そうした危機は，例えば30年代以降にヨーロッパや日本にみられた危機とは基本的に異り，したがって，その国家独占資本主義化も当初は巨大資本のヘゲモニーをはなれていたのである。

しかし，総じて停滞的であったとはいえ，やはりそうした国家独占資本主義化によってしかアメリカ経済の成長は果されなかったのであり，その限りで巨大資本もかかる国家独占資本主義化の上に乗り，結果的にはそれを支える主柱となっていったのだった。

しかも，ともかく「成長」を許容する国家独占資本主義化は，結局戦後の「高度軍事化経済」によってのみ達せられたのであり，そこでの産軍複合体とよばれた特殊な国家と巨大企業の癒着は，やはり巨大企業自体での資本物化の進展＝資本運動の特定の個人的拘束からの離反――テクノストラクチュア支配という状況によって可能とされたといわねばならないのである。

⑤以上のようにアメリカの国家独占資本主義化は，経済的な契機からいえば，むしろ消極的受動的なものであったのであり，さればこそ，国家独占資本主義化自体が，さらなる生産力発展を結果することはほとんどなかった。

しかも，他方，ヨーロッパ，日本がアメリカとは異質の危機的契機を媒介にして，主として二次大戦後に至ってその資本物化の展開と生産力的発展を急速に果してきたため，今やアメリカの優位もようやく危くなりつつあることとなった。

その辺の厳密な診断は，むろんそう簡単なことではないが，一つの方向としていえば，こうしてアメリカの突出が消失するにつれ，国際競争の圧力が

アメリカに今までと異る危機的条件を与えることになろうことは，充分に推察される。

しかも，かかる新たな危機が，今までは一つの限界のなかにあったアメリカでの資本物化の進展にどのような影響を与え，且アメリカの国家独占資本主義化にどのような変化を与えるかが，アメリカ経済の研究において今後の興味ある課題となることは，いまや明らかであるといえよう。

Ⅱ　フ ラ ン ス

(1)　大トラスト形成による資本物化の先行的展開によって特色づけられたアメリカに対し，フランスはまさにこれとは対照的な資本物化の展開のおくれによって特色づけられる。

ポスタンは第二次大戦後の時点（1960年代初頭）においても，フランスではなお「非常に多数の会社が個人所有形態のものであった」（ポスタン「戦後ヨーロッパ経済史」邦訳，p. 243）と指摘しているが，実際大企業でも財閥家族が直接経営に参加しているケースはかなりあり，（伊東光晴他編「世界の企業」3 p. 14），所謂200家族の支配がフランス経済の保守的体質の基盤として，つとに強調されてきているのである。

当然のことながら，このような個人企業，同族企業の根強い残存という資本物化のおくれをあらわすフランスの特質には深い歴史的背景が関っていることはいうまでもない。

たとえば，ジャン・ブーヴィェは「フランスの金融資本は，フランス資本主義の支配的構造としてみる限り，20世紀の最初の10年間にはなお揺籃期にあった」（ジャン・ブーヴイエ「フランスの金融資本」邦訳お茶の水書房，1976，p. 30）とし，合わせて「1914年前のフランスの金融資本は，相対的に緩慢で，相対的に微弱な発展――他の資本主義経済に比べて，相対的に緩慢で産業資本の大きさや独立性に比べて相対的に微弱な発展――によって特徴づけられるようである」（同上，p. 21）と指摘している。

そればかりか，普通金融資本化が本格的に展開する世紀交替期に至って，

フランスでは逆に却って最大の諸銀行の産業投資からの撤退がみられるのであり，（同上，p. 24）結局，「金融資本の諸構造が『グループ』という枠内でいっそう力強い姿を現わすのは，フランスでは両大戦間および第二次大戦後である」（同上，p. 27）と断ぜられるほどのしまつなのである。

何故に，このように金融資本化がフランスでは緩慢であったかは，それ自体フランス経済研究における大きな課題となっているのであり，筆者の如き門外漢の容易に及びえないところであるばかりでなく，実際そのためには，19世紀フランス経済史の充分な究明が最低限の前提として要求されるともいえよう。

ただ，そうした究明はここで措くとしても，ブーヴィェがあげているフランスでの金融資本化のおくれに関わる二つの点をさしあたり，ここでも指摘しておくことが有益であろう。

第一に，金融資本化の基礎ともいうべき，株式会社の発展自体が，アメリカやドイツに比べて，さらにいえばイギリスに比しても，ここでは大きく阻害されていたらしいことが推察されることである。

むろん，「1800年から1860年代までフランス国家は全力をあげて株式会社の形成をおし留めた」（同上，p. 15）としても，この辺りまでは他国でも一般に株式会社形成に対しては，規制の面が強かったのであり，ここでフランスだけの特殊性を云々するわけにはいくまい。

だが，実はそうした1860年以前においても，本来株式会社形成が先行的にみられるべき銀行の方が，却って「とりわけ……『ほんの少しづつ』しか株式会社の設立は強化されなかった」（同上，p. 15）というフランスの特異な事情，そして60年代の「諸法律のおかげでようやく株式会社は自由に設立できるようになっ」（同上，p. 15）た以後においても，「帝政国家（第二帝政）もこれと同じ方向（株式会社や資本集中や語のマルクス主義的意味での金融的集積に対する不信……原文通り）に進」んだという事情は，やはりここにおいて特異といってよいほどの株式会社形成に対する阻止力のあったことをうかがわしめるに充分であったといってよいだろう。また，かかる事情のなかで，

株式会社による統合を阻害された「石炭部門の資本主義的構造が，1945年におけるこの部門の国有化まで『凍結』された」(同上，p. 16) ことなどは，こうしたフランス的状況をいみじくも象徴しているといってよいだろう。*

＊　ブーヴィエ自身，こうした株式会社形成の阻害に関る「分析は，金融資本がフランス経済に対する支配を確立する過程の相対的緩慢さを理解しようとするものにとっては不可欠である」(同上，p. 17) としている。にもかかわらず，かれは他方で「金融資本段階の開始を画するものとして，株式会社の出現のクロノロジーを用いることは必ずしも正しくない」(同上，p. 14) とする。

しかし，この後者のブーヴィエの主張は，「株式会社が，本来，金融資本であるわけではない」(同上，p. 14) ということによってのみ論拠づけられているにすぎず，極めて問題のある主張とせざるをえない。

なんなれば，如何に金融資本が株式会社を基礎としながらも，当然逆は必ずしも真でないのであり，すなわち，株式会社がすべからく，金融資本ではないのであり，こうしたあたり前の逆理の否定の故をもって，金融資本が株式会社を基礎とする本来の命題をも否定することは，まず論理的にも成立たないし，且事実関係にも反することとしないわけにはいかないからである。

第二に，フランス独特の産業資本の独立志向とでもいうべきものが，国家の政策とは別に，金融資本化の進展をさまたげていたことをあげておかねばならないだろう。しかも，この点は産業会社自体が，金融資本化の出発点としての株式会社化を自ら忌避した一つの理由となっていたと考えられ，その意味で重視される必要があろう。*

＊　「1838年から1960年までシュネーデル社は古い『株式合資会社』の定款を護持していた。同社は独立をいつそう確実に維持するために株式会社への移行を望まなかったのである」(同上，p. 22) という実例は，こうした産業会社の傾向を代表するものであろう。

いずれにせよ，以上のような株式会社化に対する政策的さまたげ，産業会社の独立志向といった事情がからんで，結局，フランスでは「旧い社会」が「ゆうに20世紀のなかばまでもちこたえた」(同上，p. 16) のだった。

しかも，そうであったからこそ資本の集中もここでは必ずしも充分には進められなかった。

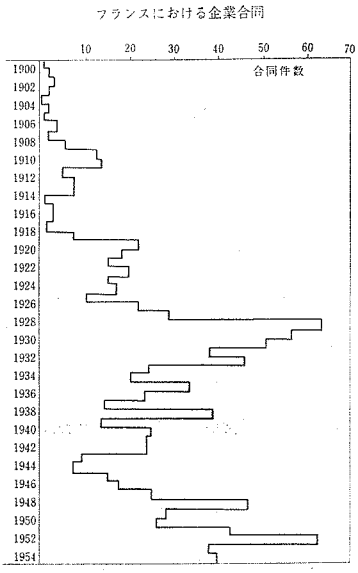

図—1

もっとも，この点についてはJ・ウシオーの図示からもうかがえる如く，フランスでも1920年代末あたりに資本集中の一定の高揚があったことを示している。

だが，同じウシオーによっても「結論的にいって，1919年から1945年の間の合同運動は，……投機による影響をあまりうけていないだけでなく，おおむね中小の企業の発展に影響を与えたにすぎない」（前掲 Houssiaux p. 175）のであり，大企業レベルのものは，その数も少く（全部で7つ）しかもそれらの多くは，一次大戦後の戦後処理に関連しているか（4つ），二次大戦直前のもの（2つ）にすぎなかったのである。*

＊　A・クロードによれば，戦前段階では，1900—45年の46年間で，合併総件数794，それに対し，戦後段階では1945—64の20年間で，合併総件数1,802となっている（A・クロード物部上杉訳「フランスの独占資本」法政大出版，p. 75）。

つまり，フランスでは，金融資本の遅れと弱さが資本集中の推進を妨げ，それがさらに逆に金融資本的な資本の展開とその極限において発生すべき資本物化の極限化の展開を大きくおしとどめることになったといって過言ではないのである。

また，まさにこうした特色こそは，本節冒頭でもふれた如く，アメリカでの展開と逆対照の典型になっているといえよう。

(2)　金融資本化の遅れと個人企業，同族企業の根強い残存，その結果としての資本物化＝会社資本自立化の展開欠如が，20世紀フランス経済を特色づける一方の柱とすれば，国有企業の広がりに支えられた戦後フランスにおける所謂＜混合経済＞化は，現代フランス経済を特色づける他方の重要な柱で

あるといわねばならない。

普通，これら二つの特色のうち，前者をフランス経済の旧い顔とし，後者をその新しい顔とし，こうした新旧の混合こそが，フランス的混合経済の内実であることがよく指摘されている。

もちろん，かかる新旧の顔は，たんにたまたまフランスにおいて混在しているわけではない。むしろその旧さこそが，一見「新しい」混合経済化をフランスにおいて必然としている関連がとらえられねばならないともいえるのである。

だが，そうした両者の有機的関連の論理を明らかにする前に，まずフランスにおける国有企業の広がりと混合経済化の実態とその機能について概括的な事実の確認を行っておく必要があろう。

① すでに周知の如く，今日フランスの国有企業は，石炭，電力，ガス，鉄道の100％，航空，海運，航空機製造，石油（販売）の50％，金融保険，広告，自動車，化学のかなりの部分に及んでおり，その広がりは資本主義としては国有企業の多いとされる英伊に比しても優るとも劣らないものといえる。また，こうした国有企業化のほとんどは，二次大戦直後期に連立内閣によって，大戦下のレジスタンス綱領を一部吸収するかたちで行われたものである。*

＊　今世紀におけるフランスの企業国有化は，1次大戦後期のドイツからの接収，資産の国有化をさきがけとし，とりわけ1930年代半において，人民戦線内閣によって推しすすめられている（鉄道，軍需品）。戦後の国有化もかうした前史をひきついでいることはいうまでもない。

ところで，ベルナール・シュノーによれば，かかるフランスでの国有化は，次の諸背景に支えられて行われたものとされる。

第一に，思想的背景としては，たしかにマルクス主義の直接の影響があるとはいえ，フランスではカトリックの影響も，また無視してはならないこと。*

＊　ちなみに1931年ローマ法皇回勅〈40年〉は，「ある種の財産については，これを民間人の手にゆだねておいては，公共の福利を犯すおそれのある権力を生じるよ

うになるので，公共団体がこれを保持しなければならない」(ベルナール・シュノー「フランスの国有企業」邦訳21頁）としている。

第二に，経済的基盤の変化が，国有化を容易にする状況を作り出したこと。すなわち,「財産の動産化傾向と株式会社制度の飛躍的発展により，経営と資本所有とはしだいに分化するようになり，所有という概念そのものが，非人間的な性格をもつに至った」こと，いいかえれば，法人に「いわば人間くさい性格が失われてしまった」(シュノー，同上，p. 20—21）ことが，国有化を消極的に支持する一種の雰囲気作りをなしていること。

そして，最後にいわば直接に国有化を規定したものとして,「工業技術の進歩」のために「国の権限を拡張する」必要があったこと，とりわけ「貧困と欠乏の増大」という解放時のフランス経済の情勢のなかで,「諸勢力が結集して国有化を要求したり，またはこれを積極的に受け入れようとする政治運動にとって好ましい空気がみなぎっていた」(同上，p. 23）ことを，シュノーは強調するのである。

むろん，叙上のシュノーの議論をすべてこのまま容れてよいかどうかは，なお検討の余地があるかもしれない。

とくに，かれがあげている第二の背景は，本節(1)にみたフランスでの資本物化の相対的おくれというわれわれの認識とも一見齟齬をきたしているとも思われよう。

だが，そうした面がフランスで仮に如何に相対的（他国との比較では）におくれていても，フランスなりにそうした方向への一定の進展をみせていたことは充分推察されうるのであり，その点が国有化への道の消極的規定条件となっていただろうことを，本節(1)にみた立場から否定しなければならない根拠はないといわねばなるまい。

要するに，フランスでも株式会社の発展が今世紀に入ってようやく進み，そこに所有と経営の分離への傾向が生れはじめ，それによって所有概念の非人格化傾向が生れていたことが消極的条件となり，積極的にはカソリックとマルクス主義の双方からの別様の思想的支えをうけ，且直接には戦時及解放

時の危機的条件に促迫されて，国有企業化の急速な展開が，現実のものとなっていったと理解するのが妥当ではないかと考えられるのである。

② フランス経済が，＜混合経済＞として把えられる場合，その内容はもちろん叙上のような国有企業の広がりにのみつきるものではない。いま一つ，戦後フランスにおいて特異であったとされる数次にわたる計画経済に留意する必要があるからである。

ただ，資本主義的「計画経済」としてはやや特異であったとされるフランスの「計画経済」も，実はそこでの国有企業の広がりにこそ支えられたものであり，その効果も結局国有企業の実態と機能においてこそ結果しているといえる故，ここでは計画経済の詳細の追跡自体は省き*，むしろ国有企業化なり，それに支えられた計画経済化が，国有企業の実態と機能にどのようにその効果をあらわしたかをみておくことにしたい。

＊ フランス計画経済の詳細については，新田俊三「フランスの計画経済」が詳しい。

とりわけ，そうした点についても，詳細な検討を加え，それによって以下のような概括を下しているベルナール・シュノーの指摘が興味がもたれるので，彼の紹介を通してその点を明らかにしておきたい。

まず，シュノーによれば，国有企業化は何よりも戦後フランスにおける生産力発展を助ける上では確実な効果をあげたといえる。

すなわち，「増産，そして労働力および設備機械の生産向上というのは，単純にしてフランスのすべての企業に共通する経済的使命といえば，……その使命がほぼ達成されたことは，おもだった国有企業を一つ一つ吟味してみれば明らかなところである。一般に主要な国有企業においては投資金額ならびに技術上の成功の二点で過去の記録が破られているが，その一端は生産性指数にも現われている。そのような意味からすれば，国有企業の発足はいくら祝福してもしすぎることはなかったと言えるかもしれない。現に，国有企業のもつ設備機械の性能がすぐれていることは，フランス産業界全体の声価を高めるのに役立っているのである」（同上，p. 105）。

だが，こうした生産力推進において果した役割が明確であるにもかかわらず，国有企業は，当初の「革命的ないし進歩的性格」を次第に失い，むしろ物的資本の一つの類型というべきものに接近してきた。

つまり，「国有企業は，それぞれ勝手に自社の経営条件を改善することに腐心し，ひいては公益的な見地から課せられている段階についてまで不満を唱えたり，あるいは事あるごとに自社の商業的利益の優先を主張したりする傾向を生むことにな」（同上，p. 107）ったのである。

とはいえ，こうした利益優先の商業主義にもかかわらず，「ひとたび企業業績ということになると，たとえ膨大な額に上る投資を考慮に入れたとしても，技術上の成果は比較していちぢるしく見劣りがすることは，いずれの国有企業についてもいえるのである」（同上，p. 105）という面もおおいがたく，一方で物的資本としての性格をつよめながらも，なお「なんともおさまりの悪い存在」（同上，p. 145）となっていることも指摘されている。

要するに，現代フランスの国有企業は――それぞれにバラエティをもちながらも――戦後段階におけるフランス経済の発展のなかで，とりわけ技術的発展の尖兵としての役割を果しながら，次第にその公共的実態を変容させ，必ずしも純粋には資本として把えきれない面をもちながらも，一つの物的資本に近づきつつあるとみるのが，おおむね妥当なみかたであるとしてよいだろう。

(3)　以上にみた如く，フランスでは戦後の破局経済のなかで，国有企業の大量発生があり，これが戦後経済での生産力発展のなかで一つの積極的役割をはたすこととなった。

だが，国有企業は，たんに直接に技術的発展の尖兵的役割をはたしただけではない。

なんとなれば，いわば技術の先端的部分をこうして国有企業が担うことによって，民間企業の側でも新しい発展の展望をひらくべき周辺条件がととのえることになり，ようやくフランスにおいても資本集中とそれを媒介とする資本の発展の動きがあらわれることになったからである。

さらにまた，このような「量質ともにそれ以前と全くことなる」（クロード，前掲書，p. 75）といわれる2次大戦後の資本集中は，先にみた如く，国有企業の広がりによって支えられたフランスの戦後経済計画の特異な展開のなかで，政策的にもおしすすめられることになり，保守的同族企業的体質をもって知られるフランス企業界での新たな巨大企業化へのうねりを一層強化することとなったのである。

すなわち，さきにもふれた如く，2次大戦後20年間（1945—1964）におけるフランスの企業合同1802件にたつし，それまでの45年間（1900—1945）の794件をすでに大きく上まわることとなった。

しかも，こうした資本集中の動きは，戦直後期（1946—1954）に早くも「当時これはフランス経済が経験した最高の動きと考えられ」（A・クロード，前掲書，p. 75）るほどに至りながら（この間311件），その後1950年代後半よりさらなる高まりを見せ，1960—64年期には652件と戦直後8年の8倍を超えるほどの勢いを示すこととなったのである。とりわけ「年々高まるこの第二の波は，国家の介入によって刺激されたもの」（同上，p. 75）であること，且そうした国家の介入による合併の促進のピークにドゴール体制があることが，特に留意される必要があるといえよう。

いうまでもなく，かかる「合併の動きのなかで，大企業が大きな比重を占めている」（同上，p. 77）点で，それは質的にも戦前期の集中とは基本的に異る。したがって，この動きは明らかに同族企業的なフランス大企業の保守的構造を大きくゆり動かし，そこにおくればせながらも，急速な資本物化の展開をもたらしたであろうことは，容易に推察されるところとなる。

むろん，フランスにおいては，なお企業の保守的構造の根づよいことが他方で認められる。たとえば，「門閥の永続を保証する合資会社の維持と勢力は」「グループを指導する最大の会社のなかに入る」もののなかでも，1957年時で11社に及び，この形態の企業が「百貨店，冶金業，鉄鋼業，タイヤ，砂糖，羊毛などにおいて第一位を占めていた」（以上，クロード，前掲書，p. 88）といわれる。

また，1962年段階でもフランス上位商業銀行16行のうち実に６行が株式会社でない（クロード，p. 141）という実態も知られている。

にもかかわらず，戦後のかつてない集中の動きは，経済界の各所で同族の後退をもたらしており*，かかる過程で，資本の物化――会社資本自立化――テクノクラート支配といった傾向がここでも前面に出はじめていることは，いまや確実といわねばならず，それ故にこそ，かってない成長が戦後フランスにおいてみられた所以もまたよく理解されうるとしなければなるまい。

＊　シュナイダーグループで政府介入によってシュナイダー同族の相対的支配の一角がくずされた。(1963) ミシュラン同族のカリエ兄弟の支配にあったマシンブル社にはパリ銀行（1964）とＩＢＭの介入があり，(とくに，このうち前者は，政府の力ぞえによる）カリエ会長は，「遺憾と痛苦の念を表明するにとどめて屈服した」（クロード前掲書，p. 103）

また，「フギョニーグループのような同族グループ」も「古い構造を守ることが，次第に困難とな」り（同上，p. 120）パリ銀行の介入をうけた。

このように，同族の後退はまさに戦後フランスにおいて「一般的過程となっている」（同上，p. 120）

(4)　以上，三項にわたって，われわれはフランスの現代資本主義化に関連する主要な三つの特質をさしあたりは，羅列的に検討してきた。

だが，いうまでもなく①資本物化のおくれ（保守的企業構造の残存）②国有企業の二次大戦後における族生，③戦後期における資本集中の急転回という三つの現象は，先にものべた如く，たんにたまたまフランスの現代資本主義化のそれぞれ別個の特質を形成してきていたにとどまらず，当然それら自体が相互につながり合っていたのである。

そして，実はこれら三者のつながりを以下でみるようにとらえることによって，われわれはフランス現代資本主義化の特性についての一つのまとまった概念を，はじめてつかむことができるといえるのである。

つまり，年来の金融資本化のおくれという歴史的背景の上に立った資本物化のおくれこそが，他ならずフランスの「30年の停滞」の真の基盤になっていたのであり，その故にこそ，1930年以降の危機は，フランスではとくに厳

しく，とりわけ戦後の破局的条件を余儀なくすることとなった。しかも，かかる「破局」によってはじめて可能とされた国有企業の発生が，実際フランスの生産力的遅れをとりもどす最初のテコとなり，それが逆に民間企業の資本集中をよび起す条件となり，生産力的おくれとともに資本物化のおくれをもとりもどすことをある程度可能にしたのだったということ。いいかえれば，フランスではアメリカと違って，株式会社や金融資本の高次発展による資本物化極限化の自主的展開がなく，それ故に遅れをとり，とりわけきびしい危機においやられたためにこそ，却って「混合経済」的体制をテコとして，そうした遅れを取り戻し，かかる経路をへて，資本物化の極限化としての現代資本主義化を達成しなければならなかったのであるということである。

なお，敢えて付言すれば，レジスタンス運動の綱領を受け，事実上もフランス左翼を軸とする連立政権によってもたらされた国有企業化を基礎とする混合経済体制も，当初の方向と意図に反して，実はかかる意味でフランスの現代における資本主義的存在を支えてきた一面が見落されてはならない。

しかも，ジャンブーヴィエがいみじくも指摘している如く*，こうした結果としての今日のフランス資本主義が過去のそれよりも，はるかに資本主義的であることが，特に留意されねばならない。

＊　「もつと一般的ない方をすれば，第二次世界大戦以後の社会経済的変化の特徴は，市場のメカニズムと呼ばれるもの，つまり資本主義制度の慣例や行動の価値の支配が，ますます強固かつ広範になり，社会諸階層の間に奥深く浸透していることに求めなければならない」（ブーヴィエ，前掲書，p. 223）

「フランス社会は長い間，農村的で貴族的で小商人的であったが，遅まきながら本格的に，目がくらむほどの成長をわがものとし，諸変化に参加し，また急速な資本主義的発展に伴う費用をいわばあきらめ顔でうけもつようになった。このような私が，フランス社会の資本主義的上昇と呼ぼうとするものの徴候としては，さらに多くのものをあげることができよう」（同上，p. 226—227）

むろん，他方で国有企業がやはり「なんともおさまりが悪い」といわれるように，こうした経路での資本物化の進展＝現代資本主義化にはアメリカなどではみられない別様の矛盾も認められる。

その面からみれば，あるいはこうしたフランス型現代資本主義化には，やはり現代資本主義化として徹底しきれないものをもっているといえるかもしれない。また，その限りでフランス混合経済は，やはり資本主義揚棄の特殊な条件に恵まれているともいえよう。

しかし，こうした側面の検討も，フランスの戦後経済の動きが，基本的には資本主義としてのその存続のための必然な方向の上に乗っているという，ことの本質の理解の上でなされねばならないといえよう*。

＊　いずれにせよ，本稿では，フランス現代資本主義化の特殊な態様のおおまかな姿をえがいたにすぎない。

したがって，フランス現代資本主義のより進んだ診断は，ここに示したフランス現代資本主義化の諸面のより細部にわたる具体的検討を経て行われねばならないだろう。

冒頭にもことわった如く，本稿はせいぜいそうした今後の研究に一つの方法的基軸のようなものを与えんとするにすぎない。